

# 任意継続組合員申出書の取下げ申請書

私は、令和 年 月 日に退職し、任意継続組合員申出書を提出しましたが、下記により申出の取下げを申請いたします。

なお、下記2及び3による申出の取下げの場合、この申告書により組合員資格喪失の申出とします。

## 記

(該当する箇所にマルを記し、必要事項を記入してください。)

1 令和 年 4月 1日から公立学校共済組合<sup>※</sup>に加入する。

※ 退職後、2か月を超えて雇用される見込みのある再任用職員・任期付き職員・臨時的任用職員・会計年度任用職員(週20時間以上勤務)として任用になる方が該当になります。

勤務箇所 ( )

2 令和 年 4月 1日から社会保険に加入する。

勤務箇所 ( )

3 その他<sup>※</sup> ( )

※ 国民健康保険に加入する若しくは、家族が加入する医療保険の被扶養者になる場合は、3 その他に丸をつけてください。

令和 年 月 日

元所属所名

申請者 氏 名

組合員番号 (任意継続組合員番号)

電話番号

## 《 留意点 》

- 任意継続組合員申出書の取下げは、任意継続組合員申出書を提出し、**掛金を前納しているが加入日と同日に他の医療保険制度の資格を取得**している場合です。取り下げ理由が上記1、2の理由の場合再就職が決まり次第すぐに提出してください。取り下げ理由が上記3の理由の場合、判明後すみやかに共済組合までご連絡の上、申請書を提出してください。なお、任意継続組合員の資格取得後は、取下げにはならず任意継続組合員としての資格を取得しますので、掛金が発生します。
- 「任意継続掛金還付請求書」も併せて提出してください。
- 退職を申告する「組合員申告書」は、提出の必要はありません。
- 資格確認書**が交付されている場合は必ずこの申請書に添付してください。
- 任意継続組合員の申出を取り下げたことを**退職時の所属所へ連絡**願います。